

第1章 プラン策定にあたって

1. プラン策定の趣旨と背景
2. 男女共同参画に関する動き
3. プランの性格と位置付け
4. プランの期間
5. プランの策定体制

第1章 プラン策定にあたって

1. プラン策定の趣旨と背景

少子高齢化の進展とともに労働力人口の減少や高齢者人口の増大が顕著となっており、経済格差や貧困の拡大といった社会の課題を解決するためには、女性の社会でのいっそうの活躍が必要不可欠となっています。

また、配偶者からの暴力などのDV（ドメスティック・バイオレンス）^{※1}や、交際中の男女間の暴力などのデートDV^{※2}、子どもや障害者、高齢者への虐待など、人権侵害の問題が深刻化し、それらの根絶に向けた社会的な取り組みが重要となっています。

男女共同参画社会とは、男女がお互いを尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、女性にとっても男性にとっても生活しやすい社会のことで、平成11年6月に制定された「男女共同参画社会基本法^{※3}」では、次のとおり、「男女共同参画社会の形成」が定義されています。

■男女共同参画社会基本法第二条（抜粋）

男女共同参画社会の形成 男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）

DVは英語のDomestic Violenceの頭文字をとったもの。一般的に、男性など家庭内の強者から、女性や子ども、高齢者・障害者などの家庭内の弱者への「継続的な身体的、心理的、性的虐待など」をいう。女性問題としては、夫や恋人など「親しい」男性から女性への暴力をいう。単に殴る蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇・無視・行動の制限など、心理的な苦痛を与えることも含まれる。

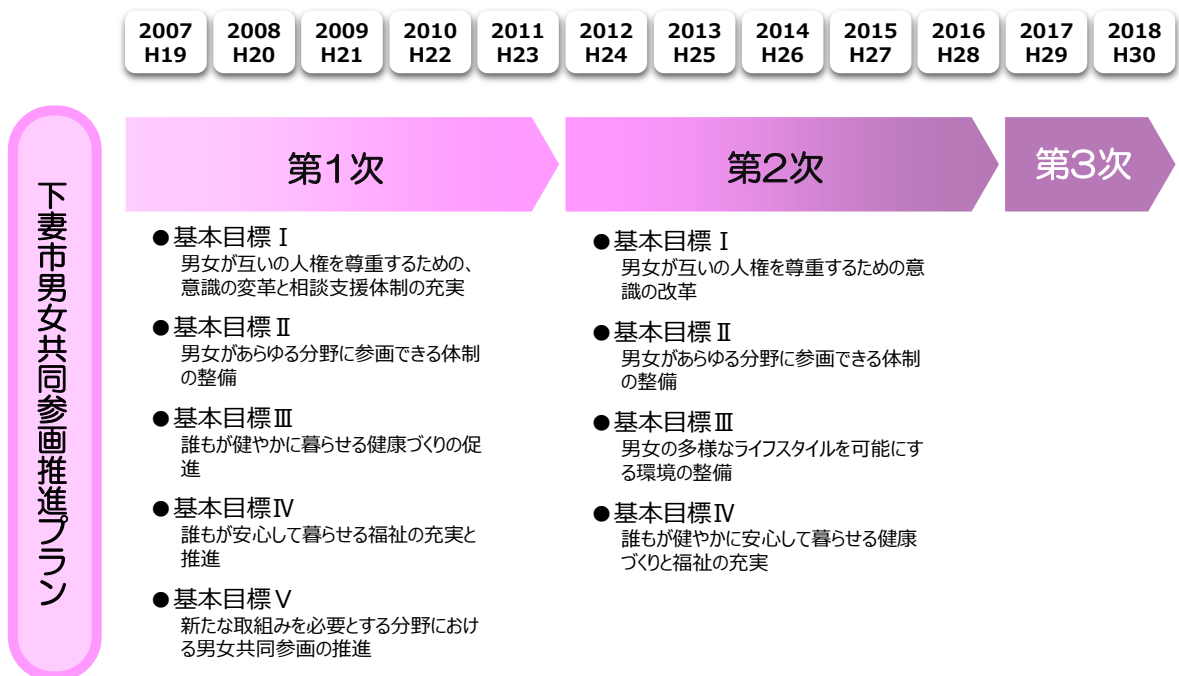
※2 デートDV

同居していない、比較的若いカップル間でおこる、殴る蹴るなどの身体的暴力、暴言や行動の制限などの精神的暴力、性行為の強要などの性的暴力、お金をたかるなどの経済的暴力などのこと。

※3 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。

本市では、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「茨城県男女共同参画基本計画」を受け、平成 19 年にⅠからⅤまでの5つの基本目標で構成された「第1次下妻市男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画社会形成に向けた取り組みを始めました。更に平成 23 年には「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」及び第1次推進プランの推進状況の検証を行い、平成 24 年にはそれらの結果を踏まえるとともに基本目標を4つに集約した「第2次下妻市男女共同参画推進プラン」を策定し、一人ひとりがその個性や能力を発揮できるまちづくりを目指し、市民、企業、学校と行政が一体となって、男女共同参画社会実現のための施策を推進してきました。



本「第3次下妻市男女共同参画推進プラン」は、平成 28 年度に第2次推進プランが最終の計画年度を迎えたことから、第2次推進プランの推進状況を検証するとともに、改めて男女共同参画に関する市民の最新の意識と国・県の動向を踏まえた計画として策定をするものです。

2. 男女共同参画に関する動き（世界、国、県、市）

昭和 23 年（1948 年）に国連において採択された「世界人権宣言」の前文に、「男女の同権についての信念の再確認」が明記されて以降、男女共同参画に関しては、世界、国、茨城県、そして本市の中で、多くの動きが生まれています。

以下に主な動きを、時系列で紹介します。

年	主体	内 容
1948（昭和 23）年	世界	「世界人権宣言 ^{※1} 」採択
1975（昭和 50）年	世界	「第 1 回世界婦人会議 ^{※2} 」開催
1979（昭和 54）年	世界	「女子差別撤廃条約 ^{※3} 」の採択
1985（昭和 60）年	世界	「婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ戦略）」採択
	国	「女子差別撤廃条約」批准
1987（昭和 62）年	国	「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
1994（平成 6）年	国	「男女共同参画室」及び「男女共同参画推進本部」設置
1995（平成 7）年	世界	「北京宣言」採択
1996（平成 8）年	国	「男女共同参画 2000 年プラン」策定
	県	「いばらきハーモニープラン」策定
1999（平成 11）年	国	「男女共同参画社会基本法」施行
2000（平成 12）年	世界	「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択
	国	「男女共同参画基本計画」閣議決定 「ストーカー規制法 ^{※4} 」施行
	県	「いばらきハーモニープラン後期実施計画」策定
2001（平成 13）年	国	「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」設置
	県	「茨城県男女共同参画推進条例」制定
2002（平成 14）年	国	「DV 防止法 ^{※5} 」全面施行
	県	「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」策定 「茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会」設置

年	主体	内 容
2003（平成 15）年	市	市民を対象に「男女共同参画に関する意識調査」実施
2005（平成 17）年	国	「第 2 次男女共同参画基本計画」閣議決定
	県	「女性プラザ男女共同参画支援室」開設
2006（平成 18）年	県	「茨城県男女共同参画実施計画」策定
2007（平成 19）年	国	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス ^{※6} ）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定
	県	「いばらきの快適な社会づくり基本条例」制定
	市	「下妻市男女共同参画推進プラン」策定
2010（平成 22）年	国	「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定
	県	「いばらきの快適な社会づくりの基本方針」策定
2011（平成 23）年	世界	「ジェンダー ^{※7} 平等と女性のエンパワーメント ^{※8} のための国連機関（UNWomen）」発足
	県	「茨城県男女共同参画基本計画（第 2 次）いきいき いばらきハーモニープラン）」策定
	市	「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2012（平成 24）年	市	「第 2 次下妻市男女共同参画推進プラン」策定
2014（平成 26）年	国	「すべての女性が輝く社会づくり本部の設置」閣議決定
2015（平成 27）年	国	「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定
2016（平成 28）年	県	「茨城県男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定



※1 世界人権宣言

世界人権宣言は、人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したもので、人権の歴史において重要な地位を占めている。昭和 23 年（1948 年）12 月 10 日、第 3 回国連総会において採択された。なお、昭和 25 年（1950 年）の第 5 回国連総会において、毎年 12 月 10 日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行うことが決議された。（外務省）

※2 世界婦人会議（のちに世界女性会議へと改称）

昭和 50 年（1975 年）の国際婦人年以降、5～10 年ごとに開催されている女性の差別撤廃と地位向上を目的とした国際会議。第 1 回はメキシコシティで、第 2 回は昭和 55 年（1980 年）にコペンハーゲンで、第 3 回は昭和 60 年（1985 年）にナイロビで、第 4 回は平成 7 年（1995 年）到北京で開催された。

※3 女子差別撤廃条約

昭和 54 年（1979 年）に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56 年（1981 年）に発効。我が国は昭和 60 年（1985 年）に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。

※4 ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）

ストーカー規制法は、特定の者に対する恋愛・好意感情、又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的の「つきまとい等」の行為（ストーカー行為）を規制する法律として、平成 12 年（2000 年）11 月に施行された。平成 25 年 6 月の改正では、電子メールを送信する行為が規制対象に追加されるとともに、禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大、禁止命令等を求める旨の申出や禁止命令等についての通知など被害者の関与の強化といった措置が講じられることとされた。

※5 DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

DV 防止法は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」として、平成 14 年（2002 年）4 月 1 日から全面施行された。夫婦や恋人など親密な関係にある男女（パートナー）間において、パートナーからの暴力に係る通報・相談・保護・自立支援等の体制を整備することで、暴力の防止及び被害者の保護を図っている。平成 25 年 6 月の改正では、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、生活の本拠をともしする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなった。

※6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指す考え方。（内閣府）

※7 ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。

ジェンダーは、それ自体に良い・悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。（内閣府）

※8 女性のエンパワーメント

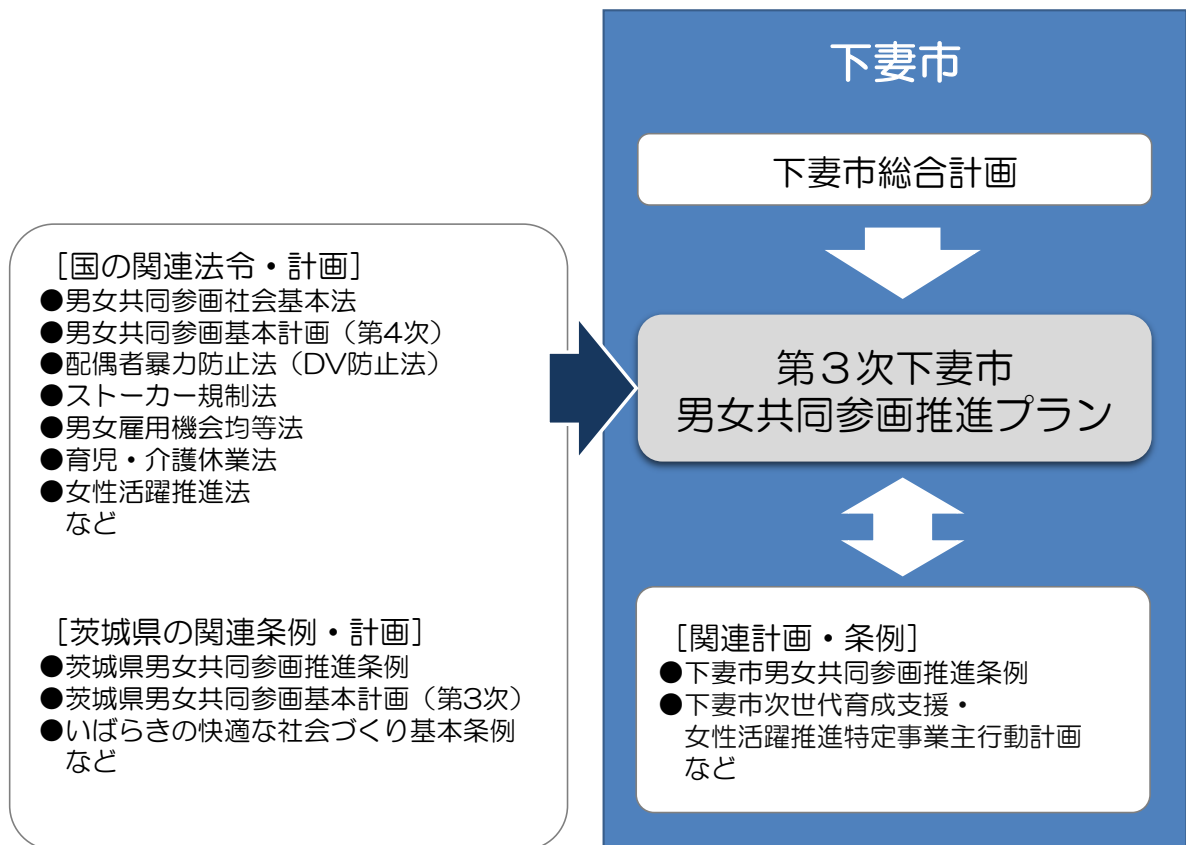
女性が個人として、あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自立的な力をつけること。

（茨城県）

3. プランの性格と位置付け

本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けられる計画で、本市の男女共同参画社会形成の推進に関する施策を、市・市民・事業者が一体となって総合的かつ計画的に進めていくための基本的な計画です。

プラン策定にあたっては、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」を踏まえるとともに、上位計画である「下妻市総合計画」、男女共同参画に関連する他の部門計画との整合を図った計画です。



なお、本プランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」第2条の3第3項に基づく、本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」を含みます。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条の第2項に基づく、本市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」を含み、計画に該当する施策を、第4章に記載の各事業に付された「★」印によって示します。

5. プランの策定体制

本プランは、下図に示す体制により、策定を行いました。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 23 条に基づき、本市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会」として位置づける「下妻市男女共同参画推進委員会」は、市内の企業や産業関係団体の代表者、並びに市民の代表者により構成され、本計画案の検討を行いました。

「下妻市男女共同参画庁内推進会議」は、市における男女共同参画を行政が率先して推進する必要があるため、男女共同参画に関する施策や方向性を検討する場として、副市長を委員長に、教育長・各部長が委員となり設置された会議で、本プランの原案に関する検討を行いました。

推進会議の下部組織として位置づけられた「検討会」は、計画策定の実務を推進するワーキングチームとして、各課における事業等の調査を行うとともに、計画原案の策定にあたりました。

また、計画に市民の意向を反映させるために市民意識調査を実施するとともに、プランの素案をパブリックコメントにかけ、広く意見の募集を行いました。

